指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、新潟県及び長岡市の条例、規則、要綱等の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人　長岡市社会福祉協議会		
主たる事務所の所在地	〒940-0071　長岡市表町２丁目２番地２１ 長岡市社会福祉センター内		
代表者（職名・氏名）	会長　野　口　　正　博		
設立年月日	昭和２６年９月　１日		
電話番号	0258 - 32-1442	FAX番号	0258-33-6004

２．事業所の概要

事業所の名称	長岡市地域包括支援センターなかのしま・よいた		
サービスの種類	指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント		
事業所の所在地	〒940 - 0174　長岡市中野中甲1666番地２ サンパルコなかのしま内		
電話番号	0258-61-2600	FAX番号	0258-61-2606
通常の事業の実施地域	長岡市 （中之島・与板）		
指定介護予防支援事業所の指定年月日・事業所番号及び管理者の氏名	平成18年４月１日指定	１５００２００００８２	
	笹川　千明		

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

○　あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「介護予防サービス・支援計画」を作成します。

○　あなたの介護予防サービス・支援計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。

○　必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。

○　指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。

○　当事業者に対して、特定の指定介護予防サービス事業者だけではなく、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

○　当事業者に対して、介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。

○　あなたの要介護認定又は介護予防・日常生活支援総合事業の申請についてお手伝いします。

○　あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

５．営業日時

営業日及び営業時間	月曜日から金曜日：８時３０分～１７時１５分 ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
備　　考	ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

６．事業所の職員体制

（1）介護予防支援の職員体制

	人　数	従　事　す　る　内　容
管　理　者	１人	統括
担当職員（相談員）	１人以上	介護予防サービス・支援計画作成業務等の実施
備　　考	管理者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当職員を兼務します。 担当職員の職種は、保健師（経験ある看護師）、社会福祉士、介護支援専門員又は高齢者保健福祉に関する相談業務等の3年以上経験のある社会福祉主事のいずれかとなります。	

（2）介護予防ケアマネジメントの職員体制

	人　数	従　事　す　る　内　容
担当職員(相談員)	1人以上	介護予防サービス・支援計画作成業務等の実施
備　考	担当職員は、介護予防支援担当者を兼務とします。 担当職員の職種は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員又はこれらに準ずる者のいずれかとなります。	

7．利用料

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣又は長岡市が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定介護予防支援提供証明書又は介護予防ケアマネジメント提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に当該証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

（1）介護予防支援の利用料

取扱要件	利用料 （1か月あたり）	利用者負担金	
		法定代理受領分	法定代理受領分以外
介護予防支援費	4,420円	無料	4,420円
初回加算	3,000円		3,000円
委託連携加算	3,000円		3,000円

（注1）　上記の利用料は、厚生労働大臣又は長岡市が告示等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

（2）介護予防ケアマネジメントの利用料

取扱要件	利用料 （1か月あたり）		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
ケアマネジメントA 【訪問介護・通所介護相当サービス】	基本報酬	4,420円	無料	4,420円
	初回加算	3,000円		3,000円

	委託連携加算　3,000円		3,000円
ケアマネジメントB【通所型サービスA（緩和型）】	基本報酬　730円		730円
	初回加算　3,000円		3,000円
	委託連携加算　3,000円		3,000円
	移行加算　3,000円		3,000円
ケアマネジメントB【通所・訪問型サービスC（短期集中型）】	初回・中間モニタリング評価作成料　3,700円		3,700円
	移行加算　3,000円		3,000円
ケアマネジメントC【訪問型サービスB（住民主体）】	初回・更新・再作成料　790円		790円
	移行加算　3,000円		3,000円

（注１）　上記の利用料は、長岡市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

８．個人情報の利用

当事業所は、利用者の個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払います。

（１）介護・福祉サービスのために
　①当事業所での指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供
　②他の介護・福祉サービス施設等との連携、照会への回答

（２）介護サービス費用等の請求のために
　①介護保険審査支払い機関への請求書、給付管理票等の提出
　②介護保険審査支払い機関または保険者からの照会への回答

（３）事業所管理運営業務のために
　①利用者の受け入れ等の管理
　②事故等の報告
　③損害賠償保険などに係る保険会社等への届出等
　④介護サービスや業務の維持・改善のための資料
　⑤事業所等において行なわれる学生等の実習への協力
　⑥外部監査機関・評価機関等他の事業者等への情報提供

（４）上記各号に関わらず、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合は利用できるものとします。

９．緊急時における対応方法

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント提供中に利用者の体調や容体の急変、その

他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11. 虐待防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じます。

（1） 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
（2） 虐待防止のための指針の整備
（3） 従業者に対する虐待の防止のための研修の実施
（4） 成年後見制度利用の支援
（5） 虐待防止に関する責任者及び担当者の設置
（6） 虐待が発生した場合の市町村への速やかな通報及び市町村等が行う虐待等に対する調査等への協力

12. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

13. 担当の事業所及び担当者

あなたを担当する事業所及び担当者は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

事業者名	**社会福祉法人　長岡市社会福祉協議会**
事業所名	**長岡市地域包括支援センターなかのしま・よいた**
事業所の所在地	**長岡市中野中甲 1666 番地２　　サンパルコなかのしま内**
電話番号	**０２５８－６１－２６００**
担当者の職・氏名	

※事業者は、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

14. 苦情相談窓口

（1）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出く

ださい。

事業所相談窓口	受付日時　月曜日から金曜日：８時３０分～１７時１５分 ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から　1月3日）を除きます。 電話番号　０２５８－６１－２６００ 担 当 者　管理者　笹川　千明 面接場所　当事業所の相談室

（２）上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	（介護予防支援に関すること） 長岡市介護保険課 新潟県国民健康保険団体連合会	 電話番号　０２５８－３９－２２４５ 電話番号　０２５－２８５－３０２２
	（介護予防ケアマネジメントに関すること） 長岡市長寿はつらつ課	 電話番号　０２５８－３９－２２６８

15. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	なし
実施した直近の年月日	－
実施した評価機関の名称	－
当該結果の開示状況	なし

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）事業所及び担当者に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（２）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当者へご連絡ください。

（３）病院や診療所に入院する必要が生じた場合には、「12. 担当の事業所及び担当者」に記載の担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

（４）職員に対して不当な要求、暴力、いやがらせ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等事業者が不当と認める行為は禁止します。

　職員に対して、本人の許可なく写真、動画の撮影をし、音声を録音し、これらをインターネットをはじめ公表する行為は禁止します。